

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部産業観光課

番号 16

| | | |
|----------|-------------------------|---|
| 許認可等の内容 | | 先端設備等導入計画の認定 |
| 根拠法令及び条項 | | 中小企業等経営強化法第52条第4項 |
| 審査基準 | 関係条項 | |
| | 基準 (未設定の場合はその理由) | 次の点が満たされた計画であるか確認し認定する。 (1) 申請対象事業者となる中小企業者であるか「業種」「従業員数」「資本金」を確認する (2) 計画期間について 「開始が令和5年4月から3年間、4年間又は5年間の範囲内で かつ、 「最低3年間以上の事業期間」が設定されている (3) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標が年平均3%以上向上する目標値となっている(伸び率を事業年度数で割る) (4) 先端設備等の導入場所が茅ヶ崎市内である (5) 先端設備等導入に必要な資金の調達方法が明記されている |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成30年7月30日設定(令和5年4月1日最終変更) |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 総日数 10日(休日は含まない。) |
| | 設定等年月日 | 平成30年7月30日設定(年 月 日最終変更) |